

# 建築基準法第 55 条第 4 項第 2 号に係る包括同意基準

仙台市建築審査会

## 第 1 条 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 55 条第 4 項第 2 号に規定する許可に際し、一定の基準を満たす建築物に対して、あらかじめ包括的に建築審査会の同意を得たものとして許可手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

## 第 2 条 建築審査会の同意

この包括同意基準に適合しているものは、個々の案件について既に建築審査会が同意したもの（以下「包括同意」という。）とし、許可することができる。

## 第 3 条 適用の範囲

国公立学校（大学，高等専門学校，専修学校及び各種学校を除く。）の高さ制限の許可について適用する。

## 第 4 条 基準

既存建築物（法第 55 条第 4 項第 2 号の許可を得た建築物又は法第 3 条第 2 項の規定により法第 55 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物。）の増築で、当該増築に係る部分の高さが既存建築物の高さを超えないもの。

## 第 5 条 建築審査会への報告

特定行政庁は、この包括同意基準により許可をしたときは速やかに建築審査会に、その内容を報告しなければならない。

付 則

（施行期日）

この基準は平成 17 年 11 月 9 日から実施する。

（令和 5 年 4 月 25 日改正）

この改正は令和 5 年 4 月 25 日から実施する。